**平成２４年（フ）第２６１号**
三重県津市白山町川口5066番地３
債務者　西田　　建
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２６３号**
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ27番23号　サンテラスＡ棟、前住所三重県鈴鹿市肥田町252番地
債務者　中村値笳子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第４２４号**
大津市皇子が丘１丁目８番31号
債務者　谷口　増美
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４２５号**
滋賀県守山市吉身５丁目１番５―902号
債務者　山下　尚美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４２９号**
滋賀県草津市西草津２丁目１番６号　コーポサニー202号
債務者　笹原　玉樹
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４６５号**
大津市藤尾奥町20番１号
債務者　小島　拓也
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４７２号**
滋賀県野洲市八夫1318、住民票上の住所滋賀県草津市西草津１丁目９番34号　アーバニア西草津Ｂ棟208号
債務者　十川　英子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１７９号**
滋賀県愛知郡愛荘町中宿260番地７、前住所滋賀県大津市あかね町13番16―606号
債務者　赤帽原田運送こと　原田　　力
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第１７５号**
鳥取県米子市米原１丁目３番33―303号
債務者　松下　真大
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第３７２号**
愛媛県松山市中村４丁目13番26号　美川荘９号
債務者　津島　清光
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３３３号**
福岡県久留米市田主丸町秋成797番地１
債務者　山田　　勝
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第３３５号**
福岡県うきは市浮羽町三春2534番地１
債務者　秦　　和幸
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第８６号**
福岡県柳川市南浜武421番地２
債務者　藤吉　正孝
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２４年（フ）第４９４号**
大分市大字宮崎1048番地
債務者　永松　真理
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第４１３号**
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目８番22―103号
債務者　農口　保子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第４６９号**
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目33番15号２Ｆ
債務者　米丸　真志
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第４７２号**
鹿児島県鹿児島市平川町487番地２
債務者　中野　雅之
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第４７６号**
鹿児島県鹿児島市小山田町3510番地
債務者　遠矢　正明
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係